

愛知県教育委員会 様

**臨時教員の任用に関する要請書**愛知・臨時教員制度の改善を求める会  
事務局長 江口 政孝

日頃は、愛知県の教育のためにご尽力いただきありがとうございます。

臨時教職員は、厳しい労働条件のもと、子どもたちの健やかな成長を願い愛知県の教育現場で力を尽くしています。しかしながら、今年度も多くの臨時教職員が、失業や、細切れの任用に苦しんでいます。教育現場では、経験と実績のある臨時教職員が求められているにもかかわらず、その任用の基準は不明確であり、「一度仕事を断ったら、もう仕事はこないのではないか」など、大きな不安を抱えながら仕事をしている臨時教職員は少なくありません。

特に高校では、これまで臨時教職員を続けてきた人たちの任用が厳しくなった教科があり、「来年度は、仕事があるのだろうか」と心配する声が聞かれます。小中学校においても、少人数対応講師や新規採用補充講師など、多くの非常勤講師が新たに配置され、劣悪な労働条件と雇用不安を抱えています。

身分不安定な臨時教職員、とりわけ非常勤講師の増加は、ゆきとどいた教育を期待する県民に対して、その願いに応えることはできず、今学校現場が抱えているさまざまな深刻な問題の根本解決にはつながりません。研修や打ち合わせの時間も保障されない非常勤講師の拡大は、子どもたちの教育条件を貧しくし、正規教員の多忙化を招き、さらに臨時教職員の生活を脅かすものです。常勤を希望しながらやむなく非常勤を引き受けた多くの臨時教員からは、「年収が、半以下になった」「バイトしなくては食べていけない」「3校かけ持ちで体力の限界だ」など、切実な声が寄せられています。教員にもかかわらず、教材研究の時間も保障されず、職員会議や学年・教科の会議に出席できないため、学校行事や指導上の合意事項なども知らされないまま児童生徒の情報も乏しい状態で授業をしています。子どもが安心して学ぶ学校を作るためには、正規教員も臨時教職員も安心して見通しを持って働ける教育環境が必要です。非常勤ではなく常勤での任用を望みます。

多くの不安や不満をなくすために、4月からの臨時教職員の配置とその任用の仕組みや採用基準の方針を早期に示してください。

未来を担う子どもたちの健やかな成長と学校現場のゆとりある教育を願い、下記の項目についての貴委員会の善処をお願いします。また、私たちとの話し合いの場を早急に設定していただくことを要望します。

**記****1、配置について**

- (1) 出産休暇、育児休業、療養休暇、介護休暇、休職等は、長期休業中も含めて休暇（休業・欠勤）期間中すべてにわたって常勤教職員を配置してください。とりわけ小学校では、短時間でも担任不在の教室があるのは、子どもたちの教育を受ける権利を保障していません。速やかに常勤で配置して下さい。
- (2) 年度当初から臨時教職員が配置される場合、その任期を、始業式ではなく実質勤務の4月1日からにしてください。また、年度末も春季休業前でなく3月末までの任期にしてください。
- (3) 育休3年延長に伴う育休代替の配置は、勤務の必然性を考え教職員の任用が1日も空くことがないようにしてください。人事院勧告に従い、同一人物で3年間の期限で雇用してください。

**2、任用手続きについて**

- (1) 臨時教職員の任用時における健康診断は雇用主が公費で負担するか、任用中に受けた職員健診が利用できるようにして下さい。
- (2) 任用・離職の際、健康保険の任意継続、雇用保険、失業退職手当などに関する説明がされるように指導してください。また、離職票は任用最終日に手渡されるようにしてください。
- (3) 療養休暇等で休んでいた正規教員が予定より早く復帰するなど、任期途中で臨時教職員が解雇される場合、自己都合退職願を書かせないよう徹底させてください。また、解雇される臨時教職員には、30日間の解雇予告手当あるいは30日間の任期延長のどちらかを選ぶことができるようにしてください。
- (4) 労働基準法、パートタイム労働法で定められている通り、任用前には、賃金、労働時間その他の労働条件について書面の交付により明示してください。

以上